

泉佐個審第12号  
平成23年1月19日

泉佐野市長  
新田谷 修司 様

泉佐野市個人情報保護審査会  
会長 松田 聡子

泉佐野市個人情報保護条例第23条の規定に基づく諮問について（答申）

平成22年9月8日付け泉佐総市第981号で諮問のあった異議申立て事案について、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 審査会の結論

泉佐野市長が平成22年8月13日付けで行った「7月29日の請求者（異議申立人）にかかる戸籍謄本・改製原戸籍・戸籍附票・住民票の交付申請書の開示」請求の一部を非開示とした決定は、妥当である。

### 2 異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、「泉佐野市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度に関する要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、本人通知等制度への事前登録を申請し、泉佐野市長（以下「実施機関」という。）によって事前登録されていた。
- (2) 平成22年7月29日、市民課は、受任事件のために必要な証明一式を請求した土地家屋調査士に対して、当該請求を相当と認めて、異議申立人にかかる除籍謄本・改製原戸籍謄本・戸籍謄本・戸籍附票・住民票の写し各1通を交付した。
- (3) 平成22年8月2日、実施機関は、要綱第8条に基づき、異議申立人に対して「泉佐野市住民票の写し等交付通知書」を送付し、住民票の写し等を交付した旨通知した。
- (4) 平成22年8月3日、異議申立人は、要綱第9条に基づき、「住民票の写し等交付事実証明書」の交付を申請したところ、同日、実施機関から、除籍謄本・改製原戸籍謄本・戸籍謄本・戸籍附票・住民票の写し各1通を交付した事実を証明する旨の証明書の交付（要綱第10条）を受けた。
- (5) 同日、異議申立人は、泉佐野市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「7月29日の私（異議申立人）にかかる戸籍謄本・改製原戸籍謄本・戸籍附票・住民票の交付申請書の開示」請求を行った。
- (6) 平成22年8月13日、実施機関は、請求文書として、平成22年7月29日付「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」（日本土地家屋調査士会連合会統一書式）を特

定したうえで（以下「本件文書」という。）、次の①から⑤の情報が、特定個人を識別する情報及び法人等情報であり条例第11条第2号及び第3号の非開示理由に該当するとして、これらを除いて開示する旨の部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

- ① 「利用目的の種別」欄にある「依頼者の氏名又は名称」欄に記載の「依頼者氏名」
- ② 「利用目的の種別」欄にある利用目的の「具体的事由」欄に記載の文中、「依頼者氏名」と「所有地地番」
- ③ 「請求者」欄に記載の土地家屋調査士の「氏名」「住所」「電話番号」「登録番号」「印影」
- ④ 「使者（補助者）」欄に記載の「氏名」「事務所所在地の住所」「印影」
- ⑤ 欄外に記載の「記号・番号」

(7) 異議申立人は、平成22年8月26日、行政不服審査法第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 3 異議申立人の主張の要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

ア 自分の情報を誰が保有しているのかを知ることは、当然の権利である。

イ 個人情報二次使用されるおそれは皆無とはいえず、一旦流出した情報のコントロールは不可能である。不正利用を防ぐためにも、少なくとも土地家屋調査士の氏名について情報を開示すべきである。

ウ 本件文書の非開示理由として「一般に他人に知られたいと望むこと」があげられているが、住民票の写し等に記載された自分の情報は、まさに「一般に他人に知られたいと望むこと」である。それを一方のみに開示することは矛盾している。

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件文書の一部を非開示とした理由は、次のとおりである。

ア ①「依頼者の氏名又は名称」欄に記載の「依頼者氏名」及び②利用目的の「具体的事由」欄に記載の文中、「依頼者氏名」と「所有地地番」について

開示しないことができる個人情報について定めた、条例第11条第2号（「開示請求をした者以外の者に関する個人情報であって、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの」）に規定する個人情報（氏名については基本的事項に、所有地地番については経済活動に関する事項に該当）である。

イ ③「請求者」欄に記載の土地家屋調査士の「氏名」「住所」「電話番号」「登録番号」「印影」及び⑤本件文書の欄外に記載の「記号・番号」について

開示しないことができる個人情報について定めた、条例第11条第3号（「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む個人情報であって、

開示することにより、当該法人等又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」に規定する法人等情報（営業等に関する情報に該当）である。

ウ ④「使者（補助者）」欄に記載の「氏名」「事務所所在地の住所」「印影」について前記条例第11条第2号に規定する個人情報（基本的事項及び経歴、能力に関する事項に該当）である。

以上の理由から、本件処分は、条例第11条第2号及び第3号に定められた開示しないことができる情報に該当するものであり、違法・不当な点はないものである。

(2) 土地家屋調査士に関する情報を開示した場合、土地家屋調査士に対する依頼人の適正な権利行使が妨げられるおそれがあり、結果として法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、土地家屋調査士に関する部分を開示しないこととしたものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件文書について

本件文書は、戸籍法第10条の2第1項第3号及び住民基本台帳法第12条の3第1項第3号の規定により特定事務受任者である土地家屋調査士から提出された「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」であり、日本土地家屋調査士会連合会の統一用紙が用いられている。

本件文書には、「請求文書の種別」欄（戸籍・住民票や謄本・抄本の別等を選択し必要通数を記載する欄及び本籍地や筆頭者名等を記載する欄等）のほか、利用目的を記載する欄があり、特定事務受任事件の場合には、「事件の種類」「依頼者の氏名又は名称」「依頼者について該当する事由」とその「具体的事由」を記載することとなっている。さらに、「請求者」欄及び「使者（補助者）」欄があり、「請求者」欄には、「事務所所在地」「事務所名（法人名）」「資格・氏名」「電話番号」「登録番号・認定番号」を記載し、「使者（補助者）欄」には、「事務所所在地」「氏名」を記載するようになっている。また、欄外には「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の管理を示す「記号・番号」が記載されている。

本件文書に記載された情報のうち、実施機関は、「依頼者氏名」及び「所有地地番」並びに「使者の氏名」「事務所の住所」「印影」が条例第11条第2号に該当すること、また、土地家屋調査士の「氏名」「事務所所在地」「電話番号」「登録番号」「印影」及び本件文書の欄外に記載の「記号・番号」が同条第3号に該当することを理由に非開示決定を下した。

### (2) 要綱および条例について

戸籍法及び住民基本台帳法は、本人以外の者が住民票の写し等の交付を申請できる場合を定めているが、泉佐野市は、住民票の写し等の不正請求及び不正取得によって個人の権利が侵害されることを防止するために、住民票の写し等を第三者に交付したとき、その交付の事実を通知し、及び証明する制度（本人通知等制度）を採用した。その手続について定めているのが本件要綱（全12条）であるが、本人通知等制度を希望する者は、予め登録しておかなければならない（第1条・第4条）。

要綱によれば、本人通知を受けた者は、交付の事実について証明書の交付を申請する

ことができる（第9条）が、市長は、その内容を審査し、適当と認めた場合は、(1)住民票の写し等の交付年月日 (2)交付した住民票の写し等の種別及び通数 (3)自己の代理人による交付の場合にあってはその氏名及び住所の各事項について記載した交付事実証明書を交付することとなっている（第10条）。したがって、本人通知等制度によって最終的に本人が知りうるのは、要綱上、上記(1)から(3)の事実であり、誰がどのような目的で住民票の写し等の交付を請求したかなどについて知ることはできない。

異議申立人は、要綱に基づいて本人通知及び交付事実証明書の交付を受けたものであるが、住民票の写し等を交付するよう請求した「請求書」そのものの開示を求めて、条例第10条の規定に基づいて自己情報の開示を請求したものである。

条例は、いわゆるプライバシーの権利が「自己情報をコントロールする権利」を含むものとして発展してきていることを考慮し、個人情報の取扱いによってこれらの権利利益が侵害されないようにし、もって、個人情報の不適正な取扱いのために人格権など憲法で保障された基本的人権が侵害されないよう擁護することを目的に制定されたものである（第1条）。条例は、第10条以下で個人情報の開示等の請求権を具体的に保障しているが、一方で、第11条において、開示することによって第三者のプライバシーを侵害したり、公共の利益を損なうことになる情報などについては開示しないことができる旨定めていて、その第1号から第8号の各事由に該当する場合、実施機関は当該個人情報を開示しないことができる。

開示請求に係る個人情報が、第11条の適用除外事由に該当するかどうかは、条例の趣旨にそって慎重に判断しなければならないのはいうまでもない。

そこで、本件文書に記載された情報のうち実施機関が非開示決定した情報について、それらが適用除外事由に該当するか、検討する。

### (3) 条例第11条第2号該当性について

条例第11条第2号は、「開示請求をした者以外の者に関する個人情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」については、当該情報を開示しないことができると定めていて、同号に該当するかは、その情報が、(a)「開示請求をした者以外の者に関する個人情報」であり、かつ、(b)「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」でなければならない。

そこで、本件文書の「依頼者氏名」及び「所有地地番」並びに「使用者の氏名」「事務所（使用者）の住所」「印影」について検討するが、これらが、(a)「開示請求をした者以外の者に関する個人情報」であることは明らかである。

次に、(b)「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」に該当するかを検討するが、「依頼者氏名」及び「所有地地番」は、当該個人の経済活動に関する情報であり、また、「使用者の氏名」「事務所（使用者）の住所」「印影」は、当該使用者の職業・資格に関する情報であり、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」に該当する。

したがって、これらの個人情報について開示しないこととした決定は違法・不当とはいえない。

### (4) 条例第11条第3号該当性について

条例第11条第3号は、「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関す

る情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該法人等又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」については、当該情報を開示しないことができると定めている。同号に該当するかは、その情報が、(a)「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む個人情報」であり、かつ、(b)「開示することにより、当該法人等又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」でなければならない。本号は、法人等の事業活動の自由を保障する趣旨であり、本号に該当するかどうかは、開示請求者と当該法人等との関係、当該法人等における当該情報の位置付け、当該法人等の事業の性格等を総合的に勘案して判断されなければならない。

そこで、本件文書の「土地家屋調査士の氏名、住所、電話番号、登録番号、印影」及び「職務上請求書欄外の記号・番号」が、本号に該当するか検討する。

まず、土地家屋調査士の業務に関するこれらの情報が、(a)「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む個人情報」であることは明らかである。

次に、(b)「開示することにより、当該法人等又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」に該当するかを検討するが、本件文書中すでに開示された情報から、土地家屋調査士が土地分筆登記業務に関連して相続関係書類を請求したことがわかるのであり、当該業務に関連する非開示情報をすべて開示した場合、依頼者の適正な権利行使が妨げられたり、土地家屋調査士の業務遂行に支障が生じるおそれがないわけではない。したがって、これらの情報は、「当該法人等又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」に該当し、これらの個人情報について開示しないこととした決定は違法・不当とはいえない。

#### (5) 本人通知等制度について

本件は、本人通知等制度によって住民票等が第三者に交付された事実を知った異議申立人が、不正利用を懸念して、誰が自分の個人情報を取得したかを知りたいとの思いで申し立てたものである。本人通知等制度は住民票等の不正利用を抑止するために制度化されたが、その制度設計にあたってこのような事態は予想できたことである。

当審査会はすでに、本人通知等制度について問題点を指摘して意見を答申したところであり、それらが反映されずに運用が始まったことはきわめて遺憾といわざるをえない。

今後、本人通知等制度を見直しより良い制度を構築するよう申し添えるものである。

以上の理由により、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 6 審議等の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり審議等を行った。

| 年 月 日       | 審 議 等 の 経 過                               |
|-------------|---|
| 平成22年9月8日   | 実施機関から諮問書を受理                              |
| 平成22年9月30日  | 実施機関から弁明書を受理                              |
| 平成22年10月12日 | 異議申立人から反論書を受理                             |
| 平成22年11月27日 | 異議申立人及び実施機関職員の口頭意見陳述及び聴取審議（第16回個人情報保護審査会） |